

報道関係者 各位

令和5年9月20日

【照会先】

鳥取労働局労働基準部監督課

課長 山埜 典文

監察監督官 長田 光彦

(直通電話) 0857-29-1703

## トラック運転者の労働時間制度等に関する説明会を開催します

鳥取労働局及び各労働基準監督署は、中国運輸局鳥取運輸支局と連携し、貨物運送事業等におけるトラック運転者の労働条件の向上を図ることを目的として、

令和6年(2024年)4月1日からトラック運転者に適用される「時間外労働の上限規制」、改正された「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)

物流の2024年問題解決に向けた取組(鳥取運輸支局より説明)

働き方改革の推進に向けた支援

荷役作業時における安全対策の強化のための規則改正

について、下記により説明会を実施します。

### 説明会の内容及び目的

#### ・「自動車運転者に適用される時間外労働の上限規制について」

働き方改革関連法の成立に伴い、改正労働基準法が平成31年4月1日から施行されていますが、トラック等の自動車運転者については、時間外労働の上限規制(残業時間の制限)の適用が令和6年3月31日まで猶予されています。

猶予後の令和6年4月1日からは、トラック運転者の時間外労働の上限は月45時間、年360時間までを原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年960時間(休日労働を含まない。)を限度とする上限規制が適用されます。また、これに伴い時間外・休日労働に関する労使協定届(36協定)の新たな様式も示されています。

説明会では、これらの理解を深めていただき、令和6年4月1日からの上限規制の適用に向け、事業者の方にトラック運転者の長時間労働の削減など自主的な取組を推進していただきたいと考えております。

#### ・「改正改善基準告示について」

自動車運転者の拘束時間、休息期間、運転時間等については、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)が定められています。自動車運転者への時間外労働の上限規制の適用に伴い、拘束時間の短縮などについて改善基準告示が改

正され、令和6年4月1日から適用されます。

自動車運転者の長時間労働を防ぐことは、労働者自身の健康確保のみならず、トラック輸送等の事業を維持、発展させていく上で重要な取組であることから、改正された改善基準告示についてご理解いただき、その遵守に向けた取組を進めていただきたいと考えております。

・「物流の2024年問題解決に向けた取組」

上記をテーマに中国運輸局鳥取運輸支局の担当官が説明を行う予定としています。

・「働き方改革の推進に向けた支援について」

時間外労働の削減など働き方改革推進に向けた環境整備に取り組む事業者を支援する助成金の紹介、36協定や就業規則の作成支援、事業場の実態に応じた労働時間制度の見直しなどについて相談できる窓口等について説明いたします。

・「改正労働安全衛生規則について」

近年、貨物自動車の荷役作業時における墜落・転落災害が全国的に増加傾向にあることを踏まえ、荷役作業時における安全対策の強化のため、労働安全衛生規則が一部改正されます（令和6年2月1日から適用）。

事業者の方には、トラック運転者の安全確保のため、荷役作業時の労働災害防止対策等への速やかな対応を進めていただきたいと考えております。

対象：鳥取県内における貨物自動車運送事業の経営者、人事・総務担当者等

説明会の概要：詳しくは別添開催案内をご覧ください（県内3か所で開催）

開催日時	会場（Webでも参加できます）
令和5年10月11日(水) 14:00～16:10	とりぎん文化会館 第2会議室 (鳥取市尚徳町101-5)
令和5年10月16日(月) 14:00～16:10	米子コンベンションセンター 第6会議室 (米子市末広町294)
令和5年10月24日(火) 14:00～16:10	鳥取県倉吉未来中心 セミナールーム1 (倉吉市駄経寺町212-5)

主催：鳥取労働局（事務局）、中国運輸局鳥取運輸支局

お問合せ

鳥取労働局労働基準部監督課（TEL：0857-29-1703）